

令和2年1月24日

都道府県柔道整復師会会長 様

公益社団法人日本柔道整復師会  
総務部長 三橋 裕之

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の申し込み方法の変更について

日頃より弊会の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省保険局医療課から公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下「研修試験財団」という。）あて事務連絡が発出され、研修試験財団において、申し込み方法を変更する旨ホームページで周知しているところです。

つきましては、施術管理者研修の予約申し込み方法が、令和2年2月から変更になります（令和2年4月実施分の研修から）ので、会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、研修会の開催等については、研修試験財団のホームページをご確認ください。

(別添)

事務連絡  
令和2年1月15日

公益財団法人柔道整復研修試験財団 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の  
申し込み方法の変更について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の受講手続き等については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付保発0116第2号)別紙2の10に規定する研修要綱により取り扱っているところであるが、申し込み方法については、優先度の高さなどを考慮して受講者を決定する仕組みに変更することを検討願いたい。

変更する場合には、貴財団におかれては、申し込まれる方への周知を行っていただくとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

※「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」  
(平成30年1月16日付保発0116第2号)別紙2の10

10 受講手続き等

受講手続き等については、登録研修機関の定める研修要綱に基づき行うこと。

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修

## 「施術管理者研修」の申し込み方法 変更のお知らせ

利便性の向上を目指し、2020年(令和2年)2月から予約の仕組みを変更します

施術管理者研修の予約申し込み方法を、令和2年2月から変更します(令和2年4月実施分)。

変更点は、現行の「先着順」から、予約申請された方のお申し込みを一旦受け付けた後、優先度の高さなど※を考慮して受講者を決定し、受講のご案内を各申請者に通知する仕組みとなります。

※ 優先度が高い方

- ① 施術管理者研修導入時の特例対象者として、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を、地方厚生(支)局へ提出し、受領委任の取扱いの登録又は承諾をされている方
- ② 受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している方
- ③ 既に開業準備を行っている方(不動産の売買又は賃貸、設備・機材購入)

予約のお申し込みはこれまでと同様に、公益財団法人 柔道整復研修試験財団のウェブサイトを通じて行っていただきます。その際、以下の書類(PDF、画像など)が必要となりますので、ご注意ください。

### 予約の申し込みをする際に準備いただく書類 一覧

上記①の方	特例対象者・施術管理研修特例対象者および施術管理者の死亡による登録または承諾の場合	「受領委任の取扱いの登録又は承諾について」の写し (平成22年5月24日付保発0524第2号) 別添1別紙及び別添様式第3号
上記②の方	受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している方	保健所に提出した施術所開設届などの写し
	うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合	実務経験期間証明書の写し (平成30年1月16日付保発0116第2号) 別紙様式1
上記③の方	既に開業準備(不動産の売買又は賃貸、設備・機材購入)を行っている場合	不動産売買契約書の写し・不動産賃貸契約書の写し及び構造設備や施術に用いる器具および手指などの消毒設備の領収書の写し
	うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合	実務経験期間証明書の写し (平成30年1月16日付保発0116第2号) 別紙様式1

## 施術管理者研修の申し込みについて

この申し込みにかかる設問及び決定のための優先度については、厚生労働省保険局医療課が作成した以下のQ & Aを参照してください。

### 【Q & A】

問1 なぜ、今回申し込み方法を変更したのか。

(答)

これまでの先着順では、ただちに施術管理者にならない方も応募していることから、研修が受けられないとの声がありました。

このため、一旦申し込みを受け付けた後に優先度が高い方を選定して受講者を決定し、通知する仕組みに改めたものです。

問2 優先度はどのようになっているのか。

(答)

現時点では以下の順で優先度を設定しています（今後、申し込み状況を見ながら優先度を変更する可能性もあります）。

- ① 施術管理者研修導入時の特例対象者として、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を地方厚生（支）局へ提出し、受領委任の取扱いの登録または承諾をされている方
- ② 受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術開設届を提出されている方
- ③ 既に開業準備を行っている方
- ④ それ以外の方

さらに、上記の②・③及び④においては、既に柔道整復師として1年以上の実務経験期間を有するか否かで優先度を設定しています。

問3 定員に達した場合はどのように受講者を決定するのか。

(答)

問2の答の優先度②及び③において定員に達した場合には、開設年月日及び不動産の売買契約締結年月日等の日付順を元に、受講者を決定させていただきます。

また、問2の答の優先度④において定員に達した場合には、コンピューターシステムによる抽選により、受講者を決定させていただきます。

なお、今回で受講が決定されなかった場合には、次回で再度の申し込みをしていただく必要があります。

問4 申し込み結果については、どのようにお知らせされるのか。

(答) 予約申し込みをしていただく折りに、マイページをご用意させていただきます。

結果については、マイページでご確認いただくこととなります。

※エントリーフォームにおける現在の状況入力に関する設問及び決定の優先度につき、Q & A以外でご質問があれば、厚生労働省保険局医療課にお問い合わせください。

TEL : 03-5253-1111 (内 3276)